

# 答 申

諮問第48号

## 第1 審査会の結論

和歌山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「平成 年 月 日付け重大特異交通事故発生報告書」（以下「本件公文書」という。）のうち、事故現場の略図を開示しなかったことは妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成17年10月14日付けで「平成 年 月 日 : 頃、 市 交差点にて発生した交通事故にかかる交通指導課へ送られたFAXの写し」について開示請求を行った。
- 2 実施機関は、1の開示請求に対して、本件公文書を特定し、一部を開示する部分開示決定を行い開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を別紙のように記載して平成17年10月24日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成17年12月21日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を不服として、実施機関の上級行政庁である和歌山県公安委員会に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求の内容要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「開示しない部分の事故現場の略図の処分を取り消すとの決定を求める。」というものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- (1) 本件の事件そのものがすでに日時等により特定されている。また、事故現場の略図には個人の特定や権利侵害になる情報はないと判断される。
- (2) 本件では、事故後、既に3年以上が経過しており不法行為に基づく損害賠償請求権は失われている。したがって、過失及び過失割合(程度)が推定され、公になることによって利害関係が生ずるものではない。
- (3) 事故後の当事者の過失割合は、望めば検察庁より通知される。
- (4) 本件公文書開示請求は、本件交通事故に関する警察の説明について疑問があり、その疑問を解消するために行っているものである。開示された公文書については、損害賠償等のために利用するものではない。
- (5) 以上により、事故現場の略図が、一部非開示ならともかく全面非開示となることは納得できない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び審査請求に対する部分開示処分理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- 1 本件で非開示とした事故現場の略図の記載は、既に公開している交通事故の発生日時、場所及び交通事故の種別等、他の情報と照合することにより、交通事故当事者の過失及び過失割合(程度)が推定される情報である。
- 2 審査請求人は、「事故から3年以上が経過しており、請求権が消滅しているため利益侵害はない。」と主張しているが、条例第7条第2号に規定されている「個人の権利利益」とは、人として

当然保護される個人の権利利益であり、審査請求人が主張している「請求権」とは全く意味が異なるものである。

本件事故現場の略図を開示すれば、一般通常人であれば交通事故の発生状況や交通事故当事者の過失と過失割合が推定できることから、無責任な噂話が広がり、交通事故を一刻も早く忘れ、静かな環境の下での生活を願っている交通事故当事者の権利利益を侵害することは明白である。

さらに、本件交通事故については、発生当時、新聞報道されており、その情報と本件事故現場の略図の情報を組み合わせることにより、本件交通事故の内容がより詳しく判明することとなる。

- 3 したがって、本件事故現場の略図に記載されている情報は、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する。

また、当該情報は、条例第7条第2号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しない。

- 4 本件交通事故については、業務上過失致死事件としても捜査しており、このことから本件事故現場の略図は、業務上過失致死事件の犯行現場図面としての性格も有している。したがって、本件事故現場の略図は、交通事故当事者にとっての重要な情報のみならず、事件の捜査上も非常に重要な情報である。

また、本件事故現場の略図には、交通事故現場付近の個人の住所や個人の氏名といった個人情報が多く記載されている。

以上のことから、本件事故現場の略図については、どのような略図であるかがある程度分かるようにするため、略図の周囲の部分は開示しているが、そのほとんどを非開示としたものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件審査請求の対象公文書について

本件公文書は、和歌山県警察処務規程（昭和52年本部訓令第5号）第125条の規定に基づき、本件交通事故の発生場所を管轄している警察署の交通課職員が作成し、和歌山県警察本部交通指導課、同総務課を經由して和歌山県警察本部長に報告した公文書であり、「重大特異交通事故発生報告書」と表記された文書1枚及び事故現場の略図2枚から構成されている。

審査請求書に記載されている「審査請求の趣旨」、審査請求人から提出された意見書及び当審査会における審査請求人の意見及び説明の陳述からすると、審査請求人は、本件公文書のうち事故現場の略図2枚について、これを全部開示することを求めているものと認められる。

したがって、当審査会は、本件公文書のうち事故現場の略図2枚に記載されている情報が、条例第7条第2号に該当するか否かについて審査する。

## 2 条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号は、個人の尊厳に関わる基本的人権の尊重の立場から、情報公開制度の下においても個人のプライバシーに関する情報が最大限に保護されるよう配慮すべきであることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、原則として開示しない旨規定している。

(2) 本件事故現場の略図は、市販の住宅地図に事故当事者の車両の進行方向、衝突に至るまでの状況及び衝突地点の状況等（以下「事故の発生状況」という。）を記載したもの（以下「略図1」という。）と手書きの図面に事故の発生状況を記載したもの（以下「略図2」という。）から構成されている。

なお、略図1及び略図2には、事故当事者の車両以外の車両についての記載はない。

- (3) 実施機関は、略図 1 及び略図 2 を開示すれば、既に開示している交通事故の発生日時、場所及び種別等の他の情報と照合することにより、事故当事者の過失及び過失割合（程度）が推定される。したがって、略図 1 及び略図 2 に記載されている情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると主張している。

確かに、交通事故の発生日時、場所及び事故の種別等が明らかになっている場合、事故の発生状況が明らかになれば、交通事故当事者の過失割合が、推定されるとまでは言えないもののある程度推測できると認められる。

このような過失割合が推測される情報は、交通事故当事者としては一般的に公にされたくない情報であり、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、略図 1 及び略図 2 のうち事故の発生状況が記載されている部分は、条例第 7 条第 2 号に該当し、非開示とすべきものと認められる。

- (4) なお、略図 1 及び略図 2 については、事故の発生状況が記載されている部分は、図面の一部であり、当該部分を容易に区分して除くことができると認められる。

条例第 8 条第 1 項本文では、このような場合、非開示部分を除いた部分の開示（以下「部分開示」という。）をしなければならぬ旨規定されている。一方、同条同項ただし書きでは、非開示部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、部分開示をする必要がない旨規定されている。

そこで、略図 1 及び略図 2 について部分開示をする必要があるか否かについて検討する。

本件の場合、交通事故発生日時及び発生場所が明らかになっている。このような事例の場合、事故の発生状況が記載さ

れている部分以外の部分に事故当事者の車両以外の車両の情報のような市販の住宅地図に記載されていない情報や事故現場で後日において確認できない情報（以下「特別な情報」という。）が記載されている場合は別として、そのような特別な情報が記載されていない場合、部分開示は、重大特異交通事故発生報告書に添付される略図の様式を開示するのと同様の意味しか有しておらず、開示される情報が有意の情報とは認められない。

略図1及び略図2については、上記(2)で述べているとおり特別な情報は記載されておらず、部分開示をする必要があるとまでは認められない。

- (5) 審査請求人は、事故後、既に3年が経過しており、不法行為による損害賠償請求権については時効が成立しているため、過失及び過失割合（程度）が推定されたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないと主張している。

しかしながら、特定の日時、特定の場所における交通事故について、たとえ不法行為に基づく損害賠償の責任がなくなったとしても、当事者の過失割合が推測される情報については、上記(3)で述べているとおりであり、審査請求人の主張は、是認できない。

また、審査請求人は、事故後の当事者の過失割合は、望めば検察庁より通知されると主張している。しかしながら、条例に基づく公文書開示制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、個人に関する情報について、仮に開示請求者が当該情報を知っている又は知ることができる者であったとしてもそのような事情は考慮されない。したがって、個人に関する情報については、条例第7条第2号アからウ又は条例第9条に該当しない限り、非開示となるものである。

- 3 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」

のとおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成18年 1月13日	諮問（和歌山県公安委員会）
平成18年 1月23日	実施機関からの理由説明書を受理
平成18年 2月22日	審査請求人からの意見書を受理
平成18年 3月17日	審議
平成18年 4月21日	実施機関からの意見及び説明の聴取
平成18年 6月30日	審査請求人からの意見及び説明の聴取
平成18年 8月 2日	審議

別 紙

開示しない部分	左記部分を開示しない理由
「決裁」欄の警察職員の印影	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名等は個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるもので、慣行として公にされておらず、又は公にすることが予定されていないため非開示とした。</p>
「報告時間」欄の警察職員の氏名	
第1当事者、第2当事者の区分	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため、又は特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがあるため非開示とした。</p>
<p>「第 当事者」欄（上段）の事故関係者の住所、職業、ふりがな、氏名、年齢、性別、勤務先又は保護者氏名・年齢・職業・続柄、負傷状況（死亡日時・死因）、収容先、死因、運転免許、速度、飲酒関係、車名、登録番号、損壊状況、使用者、事故原因、行動、シートベルト、ヘルメット着用等の有無</p>	
<p>「第 当事者」欄（下段）の事故関係者の住所、職業、ふりがな、氏名、年齢、性別、勤務先又は保護者氏名・年齢・職業・続柄、運転免許、速度、飲酒関係、車名、登録番号、損壊状況、使用者、積載物・量、行動、シートベルト、ヘルメット着用等の有無</p>	
「事故の概要」欄	
事故現場の略図	